



# Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース  
2015年11月号 No.1511

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園区翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

## 【INDEX】

### 中国法改正ニュース

1. 《一部の規定及び規範性文書の改正に関する決定》
2. 《研究開発費用の税引き前加算控除政策の完善に関する通達》
3. 《映画・テレビ等輸出サービスの増値税ゼロ率適用に関する通達》
4. 2015年11月より施行の法律法規

### 主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

## 中国法改正ニュース

### 1. 《一部の規定及び規範性文書の改正に関する決定》

通達番号: 商務部令 2015 年第 2 号

公布日: 2015 年 10 月 28 日

実施日: 2015 年 10 月 28 日

商務部は、2015 年 10 月 28 日付けで《一部の規定及び規範性文書の改正に関する決定》を公布した。

#### 1. 概要

商務部が単独または関係部門と共同で制定した専門の規則と規範性文書(法律・法規・規則以外の行政機関が制定した法的拘束力を持つ決定・命令等の文書)、合計 29 本を改正したもの。

改正内容は、いずれも一昨年からの登録資本登記制度改革を受けて、最低登録資本、出資期限、出資払い込みに関する規定が削除されている

#### 2. 改正のポイント

文書名	通達番号	改正ポイント
外商投資株式有限公司設立の若干問題に関する暫定規定	対外貿易経済合作部 1995 年第 1 号	①最低資本金(3,000 万元)規定の削除 ②外資持株比率を 25%以上とする規定の削除 ③発起人が批准証書取得から 90 日以内に引受株式代金を一括払込しなければならないとする規定の削除
外商投資企業による国内投資に関する暫定規定	対外貿易経済合作部 等令 2000 年第 6 号	①国内再投資の前提条件から資本金の全額払込を削除 ②国内再投資の累計額が純資産の 50%を超えてはならないとする規定の削除
外商投資企業の合併と分割に関する規定	対外貿易経済合作部 等令 2001 年第 8 号	①資本金の全額払込、生産経営の開始前に会社を合併・分割してはならないとする規定の削除

外商投資ベンチャー投資企業管理規定	対外貿易経済合作部等 2003 年第 2 号	①最低資本金(非法人制の場合 1,000 万米ドル、会社制の場合 500 万米ドル)規定の削除 ②出資金払込期限(設立後 5 年以内)を削除 ③企業存続期間中の出資額減少を誓言する規定の削除 ④外商投資ベンチャー投資管理企業の最低資本金(100 万元)規定の削除
外商投資商業領域管理弁法	商務部令 2004 年第 8 号	①店舗設立の前提条件から資本金の全額振込を削除
外商投資による投資性公司開設に関する規定	商務部令 2004 年第 22 号	①可能な会社形式に「株式有限公司」の追加 ②最低資本金(3,000 万米ドル)規定の削除 ③出資金の払込期限(設立後 2 年以内)の削除
外商投資リース業管理弁法	商務部令 2005 年第 5 号	①外商投資ファイナンスリース企業の最低資本金(1,000 万米ドル)規定の削除
外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法	商務部令 2005 年第 19 号	①最低資本金(100 万米ドル)規定の削除 ②支店開設の前提条件(開業満 1 年、資本金全額払込)の削除 ③支店開設ごとに登録資本金を 50 万元増資しなければならないとする規定の削除
外国投資家による上場会社に対する戦略投資管理弁法	商務部等令 2005 年第 28 号	①上場会社による第三者の割当増資において、証券当局への申請書類提出前に商務部の原則兩人回答書簡の取得を求める規定の削除
外商投資による投資性公司開設に関する補充規定	商務部令 2006 年第 3 号	①趣旨金の払込期限(設立後 2 年以内に 3,000 万米ドル以上、5 年以内に全額)の削除
外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定	商務部令 2012 年第 8 号	①持分出資の前提条件から持分企業の資本金全額払込を削除 ②持分出資額と現物出資額が投資元企業の登録資本金の 70%を上回ってはならないとする規定の削除
外商投資物流企業の試行設立業務の展開に関連する問題についての通達	外経貿資一函 [2002]615 号	①最低資本金(500 万米ドル)規定の削除
商業ファクタリング試行実施方案に関連する回答書簡	商資函[2012]919 号	①最低資本金(5,000 万元)規定の削除

## 2. 《研究開発費用の税引き前加算控除政策の完善に関する通達》

通達番号: 財税[2015]119号

公布日: 2015年11月2日

実施日: 2016年1月1日

財政部、国家税務総局、科学技術局は、2015年11月2日付けで《研究開発費用の税引き前加算控除政策の完善に関する通達》を公布した。

### 1. 概要

《企業所得税法》と同《実施条例》に規定される、企業の研究開発費用の所得からの追加控除の優遇について、具体的な条件を示したものの。

### 2. 加算控除の可否及びその他要求

#### (ア) 加算控除可能な比率

- ① 企業が研究活動を発展する際に実際に発生した研究開発費用であり、無形資産として当期損益に計上していない場合、事実通り控除を行う前提で、当年度の実際発生額の50%を課税所得から控除できる。
- ② 無形資産とした場合、無形資産原価の150%で税引き前の繰延償却が可能。

#### (イ) 加算控除可能な研究開発費用

- ① 研究開発活動に直接従事する人員の人件費
- ② 研究開発活動に直接投入した費用
- ③ 償却費用
- ④ 無形資産の繰延償却
- ⑤ 新製品の設計費用、新工芸規程立費用
- ⑥ その他研究開発活動に直接関係する費用(その総額は加算控除可能な研究開発費用の10%を超えてはならない)
- ⑦ 財政部及び国家税務総局が規定するその他の費用

#### (ウ) 税引き前加算控除ができない項目

- ① 企業の製品(サービス)の通常のアップデート
- ② 別の科学研究成果を直接使用したもの(公開されている新加工、材料、措置、製品、サービス、知識の直接利用)
- ③ 商品化後に顧客に提供する技術サポート活動
- ④ 既存製品、サービス、技術、材料、加工プロセスの重複や変更
- ⑤ 市場調査研究、効率調査又は管理研究
- ⑥ 工業(サービス)プロセスの段階、通常の品質管理、テスト分析、メンテナンス
- ⑦ 社会科学、芸術又は人文科学方面の研究

#### (エ) 税引き前加算控除ができない業種

- ① タバコ製造業
- ② 宿泊業・飲食業

- ③ 卸売業・小売業
- ④ 不動産業
- ⑤ リース業・ビジネスサービス業
- ⑥ 娯楽関連業
- ⑦ 財務部及び国家税務総局が規定するその他の業種

(オ) 特別事項処理

① 委託研究

外部機関又は個人に研究開発活動を依頼したことで発生した費用は、実際発生額の 80%を委託側の研究開発費用に計上し加算控除計算を行う。受託側は二重に加算控除をしてはならない。

海外機関又は個人に研究開発を依頼して発生した費用は、加算控除をしてはならない。

② 共同研究

協力した双方は自身が実負担した研究開発費用を別々に加算控除計算を行う。

③ グループ研究

実際に発生した研究開発費用は、「権利と義務の一致、費用支出と収益の一致」原則に従い、研究開発費用の分割方法を合理的に確定してから利益を受けた各側が分割し、個別に加算控除計算を行う。

④ 創意デザイン活動

革新性、アイデア性、画期的製品を得るための創意デザイン活動により発生した費用は、本通知の規定に基づき税引き前加算控除可能とする。

(カ) 管理事項及び徴収管理要求

- ① 本通知で規定される研究開発費用の加算控除条件を満たしているが、本税収優遇を享受していない場合は、2016年1月1日以降、過去に遡って享受、登録することができる。最大遡及期間は3年とする。
- ② 税務部門は研究開発費用の加算控除政策において事後管理を強化すべきである。定期的に調査を行い、年間調査比率は20%を下回ってはならない。

### 3. 《映画・テレビ等輸出サービスの増値税ゼロ率適用に関する通達》

通達番号:財税[2015]118号

公布日:2015年10月30日

実施日:2015年12月1日

財政部、国家税務総局は、2015年10月30日付けで《映画・テレビ等輸出サービスの増値税ゼロ率適用に関する通達》を公布した。

#### 1. 対象サービス

- ① ラジオ、映画、テレビ番組(作品)の製作および配給サービス
- ② 技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、および契約の目的物が国外にある契約エネルギー管理サービス
- ③ オフショアアウトソーシングサービス(情報技術に関するアウトソーシングサービス(ITO))、ビジネス

プロセスに関するアウトソーシングサービス(BPO)、知識プロセスに関するアウトソーシングサービス(KPO)を含む)

## 2. ゼロ税率の適用方式

- ① 簡易計算・納税方法を採用する納税者は免除方式
- ② 一般計算・納税方法を採用する納税者は生産企業と同じ免除・控除・還付方式
- ③ 対外貿易企業が外部からサービスを購入して輸出する場合は免除・還付方式、同じく直接輸出する場合は免除・控除・還付方式

---

## 2015年11月より施行の法律法規

2015年11月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《『建設項目環境影響評価資質管理弁法』に関する文件の公告》(環境保護部公告 2015年第67号、2015年9月28日公布、同年11月1日施行)

《消費協会組織消費の合法的権利保護約談経営者弁法(試行)》(中国消費者協会、2015年10月13日公布、同年11月1日施行)

---

## 主要経済統計

### 2015年10月主要経済統計

固定資産投資: 447,425 億元 (前年同期比+10.3%)

貿易総額: 3,231.8 億米ドル

第一次産業: 12,592 億元(前年同期比+28.1%)

輸出総額: 1,924.1 億米ドル(前年同期比-6.9%)

第二次産業: 183,841 億元(前年同期比+8.0%)

輸入総額: 1,307.7 億米ドル(前年同期比-18.8%)

第三次産業: 250,992 億元(前年同期比+11.0%)

貿易収支: 616.4 億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

## 中国最新情報

**【上海】中国初の自動運転車試験エリア、上海で設立**

中国で初めて「スマート・コネクテッドカー・モデルエリア」に指定された上海市嘉定区安亭鎮の上海国際汽車城はこのほど、初めて「自動運転車試験エリア」の全体計画を発表した。2017年には2,000台の自動運転車が、ここで試験運転を実施する。

上海国際汽車城のエリア内で、閉鎖型のスマート・コネクテッドカー試験場の一部が建設された。道路、街灯、信号機などのインフラには、Wi-Fiとセンサーが搭載された。

エリアの全体計画は3期に分かれる。第1期には自動車博覧公園、同済大学のキャンパス、建設中のF1サーキット場から南の閉鎖エリアが含まれ、面積は計5平方キロメートル。来年4月の竣工後、ここでは道路・街灯・人・車両がリアルタイムで交流するスマート生態システムが形成される。ここでは200台の車が、様々な天気・トンネル・高架橋・交差点の通行といった、86種類のシーンの試験を実施する。

計画によると、第2期では面積を27平方キロメートルに拡大し、試験車両を2,000台に増やす。2019年までに、1万台の車両が開放的環境で走行できるようにし、かつ新エネ車と路上ワイヤレス充電システムを導入する。これは世界でも初の試みだ。

**【蘇州】前3四半期園區零細企業が所得税優遇を総額3000万元以上享受**

今年2月、零細企業所得税半減範囲を10万元から20万元へと拡大したことに次ぎ、9月2日に、財政部と国家税務総局は『零細企業所得税優遇政策範囲のさらなる拡大に関する通知』（財税〔2015〕99号）を発表した。その内容によると、2015年10月1日から2017年12月31日にかけて、年間納税所得額が20万元から30万元（30万元を含む）までの範囲内の零細企業に対して、その所得の50%を納税所得額に計上し、20%の税率で企業所得税を納付するということが明らかになった。これは、零細企業の負担がさらに削減されることで、零細企業は経済発展、社会就職を推進する面において積極的な役割を十分に果たすことになる。

国税・地方税部門の統計によると、2015年前3四半期蘇州工業園區で累計4194社は零細企業所得税優遇政策を享受し、税金3135.61万元を減免され、税収の優遇政策で零細企業への支援効果を十分に発揮した。次の段階で園區の国税・地方税部門は零細企業所得税優遇政策を引き続き着実に実行し、納税に関するサービスを提供し、零細企業所得税優遇政策の宣伝、サービスと実行を確保しようとしている。

**【広東】広東省の5カ年計画案、全国平均を上回る成長を目指す**

広東省共産党委員会の第11期5回総会が11月25日に広州市で開かれ、胡春華省党委書記は国の第13次5カ年計画（2016年～2020年）に合わせ策定する省の5カ年計画案を提示、今後も全国平均を上回る経済成長を目指す意向を示した。

胡書記は総会で「『新常态』の下、発展の先頭を走り続けるよう努力する」と言明。広東自由貿易試験区の建設を加速させるとともに、欧米先進国との直接交流や協力を拡大すると強調した。ハイテク産業の振興にも力を入れるとした。

一方、成長の遅れている省の東・西・北部の開発の取り組みを指摘。交通インフラの整備、産業の発展、都市の建設を進める一方、珠江デルタ地区の都市による支援強化の方針を表明した。また、5カ年計画が終了する2020年末までに省内の貧困撲滅を図るとした。